

防災・減災のための 住民税均等割額の引き上げについて

東日本大震災を教訓として、地方公共団体が実施する防災・減災のための事業の実施に要する費用の財源を確保するため、『東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法』に基づき、平成26年度から平成35年度の10年間、個人の県民税と市民税(合わせて住民税)の均等割額に復興特別税としてそれぞれ500円ずつ引き上げられます。

災害に強いまちづくりのための施策に活用するための税額引き上げに、ご理解とご協力をお願いいたします。

【税率】

	平成25年度まで		平成26年度から	
	現行(年額)	増額分(年額)	増額後(年額)	
市民税の均等割額	3,000円	500円	3,500円	
県民税の均等割額	1,500円	500円	2,000円	
合計	4,500円	1,000円	5,500円	

【適用期間】

平成26年度から平成35年度まで(10年間)

復興特別所得税について

所得税においても、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源を確保するため、2.1%の復興特別所得税が創設されています。

適用期間は、平成25年分から平成49年分までの25年間となります。

お気を付けてください!



税務職員を装った者からの 不審な電話にご注意ください

国税局や税務署の職員を名乗る者からアンケートや年金受給調査と称して、個人情報聞き出そうとする事例が多発しています。

不審な電話があった場合には、最寄りの税務署にお問い合わせください。

確定申告の受付

受付時間

9:00~11:30

13:00~16:30

▼問い合わせ
税務課
☎57-8504

受付日程 ※土・日曜日、祝日を除く

還付申告のみ受付

2/3月~2/14金

※市役所本庁舎の1階ロビーで受付

給与所得者や年金所得者で還付を受ける場合は、2月3日(月)から14日(金)までにお越しください。2月17日(月)以降は大変混雑します。

申告・相談の受付

2/17月~3/17月

※市役所本庁舎(3階第4会議室)で受付
各支所での受付については、下記を参照ください

◎税務署ですべての所得について申告・相談を受け付けています

受付内容

▼市役所本庁では

- 事業所得(営業・農業・漁業など)、不動産所得、給与所得、公的年金などの雑所得、配当所得、一時所得などのある人の申告を受け付けます。

※不動産(土地・建物)、株式などを売却したときの事業所得・不動産所得がある人は、収支内訳書の作成・添付が必要です
※譲渡所得は南国税務署へ申告してください

※25年中に自己の住宅を取得した人が住宅ローン控除を受ける場合は申告が必要です

※医療費控除を伴う申告は、事前に領収書の整理、計算をお願いします



▼各支所では

- 申告期間中、還付申告と給与・年金・雑・一時・配当所得の申告、および所得のない人の住民税申告を受け付けます。

- 事業所得(営業・農業・漁業など)のある人の申告は、下記の受付日に限り受け付けます。なお、対象者は、自動車などの運転ができず、本庁への来庁が困難な人(おおむね75歳以上の高齢の人、障害のある人など)とさせていただきます。

上記以外の方は、本庁や税務署などで申告してください。

各支所の受付日

【香我美支所】2月20日(木)・2月21日(金)

【夜須支所】2月25日(火)・2月26日(水)

【吉川支所】3月4日(火)・3月5日(水)

【赤岡支所】3月6日(木)・3月7日(金)

- 支所に事業所得の申告をされる人が多数来庁した場合、長時間お待たせすることがあります。あらかじめご了承ください。

- 事業所得の申告は内容によっては非常に時間のかかる場合があります。事前に関係書類の整理や計算を行っていただくなど、円滑な申告相談にご協力ください。

南国税務署
088-863-3215

【帳簿書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページに掲載されていますので参考にしてください。

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える人に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行うすべての人について必要となります。

平成26年1月から 記帳・帳簿等の保存制度 の対象者が拡大されます

■ 贈与税の申告期間
2月3日(月)から3月17日(月)まで

■ 消費税および地方消費税の確定申告期限
3月31日(月)まで

■ 所得税および復興特別所得税の確定申告期間
2月17日(月)から3月17日(月)まで

■ 申告書はご自分で作成し、e-Taxまたは郵送等でお早めに提出をお願いします。

申告書はご自分で作成し、e-Taxまたは郵送等でお早めに提出をお願いします。

申告書はご自分で作成し、e-Taxまたは郵送等でお早めに提出をお願いします。

申告書はご自分で作成し、e-Taxまたは郵送等でお早めに提出をお願いします。

申告書はご自分で作成し、e-Taxまたは郵送等でお早めに提出をお願いします。

申告書はご自分で作成し、e-Taxまたは郵送等でお早めに提出をお願いします。

申告書はご自分で作成し、e-Taxまたは郵送等でお早めに提出をお願いします。

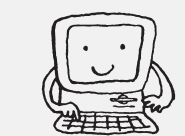
申告書はご自分で作成し、e-Taxまたは郵送等でお早めに提出をお願いします。

申告書はご自分で作成し、e-Taxまたは郵送等でお早めに提出をお願いします。

申告書はご自分で作成し、e-Taxまたは郵送等でお早めに提出をお願いします。

申告書はご自分で作成し、e-Taxまたは郵送等でお早めに提出をお願いします。

申告書はご自分で作成し、e-Taxまたは郵送等でお早めに提出をお願いします。



▼南国税務署からのお知らせ

確定申告書等 作成コーナーから e-Taxへ